

児童手当 氏名・住所・  
支払希望金融機関・個人番号 変更届

(宛先) 小樽市長

提出年月日		※受付確認年月日	
令和	・	令和	・

受給者	変更前	氏名			個人番号			
		住所	小樽市					
	変更後	氏名			個人番号			
		住所	小樽市					
	変更年月日		令和	年	月	日	電話	( )
	支払希望金融機関	変更前	名称	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫			支店	
			口座番号	口座名義人 <small>カタカナでご記入ください</small>				
		変更後	名称	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫			支店	
			口座番号	口座名義人 <small>カタカナでご記入ください</small>				
			<input type="checkbox"/> 公金受取口座への振込を希望します。					
変更年月日		令和	年	月	日	電話	( )	
3月31日までの児童	変更前	氏名			個人番号			
		住所						
	変更後	氏名			個人番号			
		住所						
	変更年月日		令和	年	月	日		
配偶者	変更前	氏名			個人番号			
		住所						
	変更後	<small>フリガナ</small>			個人番号			
		氏名			職業	ア. 被用者 イ. 公務員 勤務先 ( ) ウ. 被用者等でない者		
		住所	R 年1月1日 現在の住所 小樽市・その他 ( )					
変更年月日				事由	婚姻・離婚			
※備考								
受給者		住所						
		氏名						

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。  
◎※印の欄は、記入しないでください。  
◎字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

受付

※受給者番号

児童手当の審査のため、配偶者の課税台帳などの調査を了承します。

## 注意

- 1 この届は、受給者が氏名又は住所、支払希望金融機関、個人番号を変更した場合、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所、個人番号を変更した場合及び配偶者が氏名又は住所、個人番号に変更があった場合に提出してください。
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
- 4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、氏名又は住所を変更してから15日以内に提出してください。